

旭川医科大学契約後VE審査委員会要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和8年4月15日学長裁定)

旭川医科大学契約後VE審査委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学契約後VE審査委員会要項（令和元年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局次長 <u>(財務・病院担当)</u></p> <p>(2) 財務課長</p> <p>(3) 施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、事務局次長 <u>(財務・病院担当)</u> をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和8年4月1日付け人事異動にて業務担当の変更が生じたため。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局次長 <u>(総務・教務担当)</u></p> <p>(2) 財務課長</p> <p>(3) 施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、事務局次長 <u>(総務・教務担当)</u> をもって充てる。</p> <p>(略)</p>